

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の交付金単価（確定）について
【令和2年度第1～3四半期】

令和2年4月から12月までの算出期間（令和2年度第1～3四半期）における畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の（1）の規定により算出した標準的販売価格及び同（2）の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を上回ったことから、その交付はありません。

記

算出期間	令和2年4月から12月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	40,640円/頭 (①)
肉豚1頭当たりの標準的生産費	32,884円/頭 (②)
肉豚1頭当たりの交付金単価 (参考)	— (①>②のため交付なし)

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課
担当：富岡、奈良
電話：03-3583-1150